

登米市病院事業経営改善等支援業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業 務 名：登米市病院事業経営改善等支援業務
- (2) 履 行 期 間：契約締結日の翌日 から 令和7年3月21日 まで
- (3) 履 行 場 所：登米市内
- (4) 成果品の納入場所：登米市医療局経営管理部経営企画課

2 適用範囲

本仕様書は、登米市病院事業（以下「本市病院事業」という。）が実施する本業務に関する必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 業務目的

本市病院事業は、これまで市立病院間及び市内の各医療機関と連携・機能分化を図りながら、経営の効率化や経営収支の改善につながる取組を行ってきたところである。

しかし、人口減少に伴う医療需要の変化や医療人材不足などの課題を抱えていることから、更なる経営改善と経営基盤強化に向けて取り組む必要がある。

本業務は、専門的な知識及び実績に基づいた経営に係る短期、中長期的な戦略及び改善策について指導及び助言等を行うことを目的とする。

4 業務内容【対象施設：登米市民病院】

- (1) 経営改善策の立案及び実行に関する指導・助言
 - ①現状把握に関する指導・助言
 - ア 内部環境分析の実施
 - イ 外部環境分析の実施
 - ②経営改善策の立案に関する指導・助言
 - ア 経営改善策の抽出
 - イ 経営改善策に関する職員ヒアリングの実施
 - ウ 経営改善策別の論点整理
 - エ 改善策を実行した場合の収支改善の影響等の整理
 - ③経営改善策の実行に関する指導・助言
 - ア 経営改善策の優先順位付け、取組事項の意思決定に関する指導・助言
 - イ 経営改善策の実行に係る部門（実行単位）に対するファシリテートの実施
- (2) 各種会議等の運営支援
 - 来院の上、各種会議等（月1～2回程度）に参加し、経営改善策等各種取組の進捗状況の報告等を行うこと。

5 受託事業者を求める基本的な事項

- (1) 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (2) 登米市病院事業中長期計画を念頭に置くこと。
- (3) 公立病院経営強化ガイドライン及び地域医療構想など、国・県の今後の医療政策について十分に理解していること。
- (4) 通算5年以上、公立又は公的医療機関における上記4に示す業務と同等の実績があること。
- (5) 業務委託の実施に当たり、随時の連絡に対応できる体制が取れること。
- (6) 必要に応じて、会議のための資料提出やその説明ができること。
- (7) 会議、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、提出すること。
- (8) 法令遵守、情報セキュリティの取組を徹底すること。
- (9) 本業務遂行上、知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

6 成果品

- (1) 報告書等の作成
電子データ（CD-ROM等電子媒体）1部
- (2) 成果品の管理と帰属
成果品の管理及び帰属先は本市病院事業とする。受託事業者は、本市病院事業の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

7 納品場所

登米市医療局経営管理部 経営企画課

8 完了報告書

受託事業者は、業務が全て完了した際は、履行期間末日までに「業務完了届（任意様式）」を市に提出するものとする。

9 委託料の支払

委託料の支払いは、本仕様書に指定された成果品及び業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき、請求から30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容にとどまらず、事業者選定時に提案された内容も遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たり、疑義が生じた事項については本市病院事業と協議のうえ対応すること。